

えびの高原における滞在体験の上質化・アクティビティ開発等業務委託 企画提案競技実施要領

1 目的

えびの高原には自然を生かした体験型・滞在型のアクティビティが不足しており、宿泊を伴う中長期観光客等にとっては十分に魅力のある滞在先とはなっていない。

このため、本業務では、えびの高原の美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を推進するため、滞在体験の上質化やナイトアクティビティの開発・実施、イベント開催により、えびの高原を魅力のある滞在先として利用者に周知し、えびの高原での宿泊者数の増加を図ることを目的とする。

2 委託の内容

別添「えびの高原における滞在体験の上質化・アクティビティ開発等業務委託仕様書」のとおり。

3 契約上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払いにより支払う。

4 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

5 参加資格要件

本企画提案競技に参加しようとする者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 物品等の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第2条に規定する入札参加資格を有する者で、本業務について、十分な業務遂行能力を有する者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 政治活動及び宗教活動を主たる活動の目的としていない者
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされていない者
- (8) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者
- (9) 本業務を円滑に遂行するため拠点（支店等を含む。）を県内に有する者
- (10) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

6 企画提案競技実施の公示方法

県ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 公告 | 令和8年6月5日(金) |
| (2) 参加申込書提出期限 | 令和8年6月19日(金)午後5時 |
| (3) 質問書受付期限 | 令和8年6月24日(水)午後5時 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和8年6月26日(金)午後5時 |
| (5) 審査結果通知 | 令和8年7月3日(金)までに |

8 企画提案競技への参加申込み

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込みを行うこと。

- (1) 提出場所 本要領15の場所
- (2) 提出期限 令和8年6月19日(金)午後5時(必着)
(郵送の場合も必着とする。)
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
- (4) 提出書類
企画提案競技参加申込書(別紙1)
- (5) その他
 - ア 電子メールで参加申込書及び委任状を送付した者は、企画提案書提出時に、提出書類の原本を提出すること。
 - イ 電子メールにより参加申込書を提出した者は当日午後5時までに、郵送により参加申込書を提出した者は申込日翌日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)までに本要領15の問い合わせ先に電話で提出状況の確認を行うこと。
 - エ 電子メールで送付するデータの形式は、PDFとする。

9 質問及び回答

- (1) 質問
 - ア 質問書の提出方法
本業務に関し質問がある場合は、質問書(別紙2)を本要領15の担当課へ電子メールで提出すること。
 - イ 受付期限
令和8年6月24日(水)午後5時(必着)
- (2) 回答
軽微なものを除き、質問受付日の翌日から3日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に、参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。(質問者名は公表しない。)

10 企画提案書の作成及び提出書類

- (1) 提出書類
下記アからオまでの1セットとし、これを企画提案書と呼ぶ。
 - ア 企画提案書(任意様式)
アクティビティの企画・開発、実施までのプロセスについて、それぞれ記載すること。
 - イ 見積書(任意様式)
 - ① アクティビティの企画・開発、実施、報告書作成に係る費用について、それぞれ内訳を明記すること。
 - ② 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記すること。
 - ③ 企画提案書における追加提案に関する費用等についても本見積書に含むこと。
 - ④ 宛名は「宮崎県知事 河野 俊嗣」とすること。
 - ウ 業務実績
既存のもの及び過去5年以内の地方公共団体との契約実績(契約相手、事業名、契約金額)がわかるように記載すること。
 - エ 誓約書(別紙3)
 - オ 法人概要(既存資料・パンフレットで可)

(2) 提出方法

- ア 提出場所 本要領 15 の場所
- イ 提出期限 令和 8 年 6 月 26 日（金）午後 5 時（必着）
- ウ 提出方法 持参又は郵送とする。
郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段によること。

(3) 作成に当たっての留意事項

- ア 応募する企画提案書は 1 案に限る。
- イ 企画書は A 4 判（やむを得ない箇所は A 3 折りたたみでも可）とし、提出部数は 5 部（正本 1 部、副本 4 部）とする。パンフレット類等の添付資料も 5 部準備し、別綴りとする事。
- ウ 本業務を実施するに当たり、県職員に求める作業及び資料等についても記載すること。
- エ 専門用語については、必要に応じて用語解説を添付すること。
- オ 応募された企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。
なお、企画提案の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

11 審査

(1) 審査方法

審査委員が、申込者の提出書類により、別添「審査基準表」に従って書面審査を行う。

(2) 選定方法

審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した 1 者を選定する。

(3) 審査結果の通知

令和 8 年 7 月 3 日（金）までに、申込者に文書で通知する。

12 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

13 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 当該手続の参加資格を満たさなくなった者
- (2) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした者
- (3) 2 件以上の企画提案をした者
- (4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- (6) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱した又は不明な提案をした者
- (7) その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反した者

14 その他

- (1) 今回の企画提案競技への参加に要する経費については、申込者の負担とする。
- (2) 本業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (3) 提案者から提出された書類は返却しない。
なお、宮崎県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (4) 本企画提案競技の参加により、宮崎県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (5) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和 39 年 3 月 21 日規則第 2 号）による。

15 書類提出及び問合せ先

- (1) 住 所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁7号館1階）
- (2) 担 当 宮崎県 環境森林部 自然環境課 自然公園担当 （担当：甲斐）
- (3) 連絡先 電 話 0985-44-2624
ファックス番号 0985-38-8489
メールアドレス shizen@pref.miyazaki.lg.jp